

横芝光町農業委員会12月第9回定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月5日(木) 午後4時～午後4時30分

2. 開催場所 横芝光町役場 第4・5会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	9 番	鈴木 茂樹
	10 番	下高原 美津子	11 番	伊藤 裕児
	12 番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 7 番 向後 隆輝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和6年12月第9回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、ご多用のところご臨席いただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。</p> <p>(佐藤町長あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。</p> <p>本日は、7番 向後 隆輝委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。</p> <p>1番 小川 文彦委員、12番 秋葉 芳明委員にお願いします。</p>

事務局

会議書記には事務局の布施主幹を指名します。

続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定を上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和7年12月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、4件です。なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、目篠字新堀前の田2筆、1,974㎡です。

農地を相続しましたが、町外に住んでおり農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人が、売買により所有権移転をしようとする申請です。なお、譲受人は以前から管理を任されていました。申請地では水稻の作付けを予定しています。

2件目は、宮川字本田の畑3筆、字小屋前の畑1筆、合計4筆490㎡です。

農地を相続しましたが、県外に住んでおり農業をしていない譲渡人から、譲受人へ贈与により所有権移転をしようとする申請です。なお、譲受人は以前から管理を任せ、家庭菜園をしており、今後も耕作する予定です。

3件目は、曾根合坊ノ前の田1筆、字坊ノ前の畑1筆、字仲場の田2筆、857㎡です。

農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。

譲受人の自宅の前であり、申請地では、いちごの苗の作付けを予定しています。

4件目は、牛熊字大辺田の田3筆、1, 278㎡です。

申請地は、昔から譲受人が所有し隣接する農地と一体的に耕作しており、後継者が混乱しないよう売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地を取得することで作業の効率化が図れます。申請地では水稻の作付けを予定しています。

申請のありました件につきましては、譲受人の機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます。

議長

ありがとうございました。ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、1件目の案件について担当委員の説明を求めますが、担当の向後委員は欠席です。事務局から何かありますか。

事務局

本案件につきましては、向後隆輝委員より説明を受けております。

「相続をしたが町外に住んでおり、農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ耕耘してあり問題ないと思います。よろしく願います」とのことでした。

議長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番

9番 鈴木です。相続したものの県外に住んでおり、農業をしていない譲渡人から、日頃から管理・耕作している譲受人へ、贈与により所有権移転をしようとする申請です。現地を確認したところ耕耘しており問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、3件目の案件については、私が担当となりますので説明いたします。

本件は、隣接する農地を耕作している譲受人が耕作利便のために売買により所有権移転するものです。

現地を確認したところ、整地されており問題ないと思います。

説明が終了しましたので3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番 小川です。申請地について、昔から譲受人が所有し隣接する農地と一体的に耕作しているため、今回売買により所有権移転

をしようとする申請です。申請地を取得することで作業の効率化が図れると思われます。申請地では水稻の作付けが予定されています。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。説明が終りましたので4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年12月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の5条の申請は、1件です。譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地の土地は、坂田字龍道の畑1筆、677㎡のうち、300㎡です。

転用の目的は、梅まつり会場用地になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から北西へ2.2kmの位置にあり、坂田跨道橋の南側で例年と同じ場所になります。予定では仮設ハウス1棟、仮設トイレ2基、簡易テントとキッチンカー等による仮設店舗を設置する計画です。

農業振興地域整備計画の農用地区域にある農地ですが、町から農振計画上の支障はないとの回答を得ていること、梅まつり終了後に原状の農地へ復旧する誓約書が提出されていることから例外として許可が見込まれます。

隣接する農地所有者へは事業内容を説明し同意を得ております。

排水は雨水・手洗い水のみで、敷地内での自然浸透処理とします。

仮設プレハブ倉庫やトイレの移送、設置及び撤去費用については、自己資金を充てる予定で、金融機関からの預金残高証明書により資金調達できる見込みであることを確認しています。

転用期間は、令和7年2月3日から令和7年3月15日までを予定しています。

以上が、議案第2号の説明です。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

本件については、私が担当委員となります。内容を説明いたしますと、毎年実施している梅まつりの用地として使われるものです。

現地確認したところ畑としての耕作はなされておりません。隣接農地所有者へ事業説明を行っていること、また事業排水の汚水は排水しないことから問題ないと考えられます。

以上のことで議案第2号についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、議案第2号についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

続いて、日程第4 議案第3号 令和6年度第6次農用地利用

事務局

集積計画（案）の承認についてを上程いたします。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第3号 令和6年度第6次農用地利用集積計画（案）の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和6年度第6次農用地利用集積計画（案）が提出されたので、本会の議決を求める。

令和6年12月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定が4件、所有権移転が4件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。

初めに新規設定です。設定する権利は、すべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、

1件目は、栗山字関内の田7筆、字伊古田の田1筆、字広手の田1筆、鳥喰上字鶴池の田2筆、合計11筆、17,888㎡、期間は約10年間です。

2件目は、栗山字関内の田1筆、字沢田の田1筆、合計2筆、3,940㎡、期間は約10年間です。

3件目は、寺方字藤木の畑2筆、2,000㎡、期間は10年間です。

4件目は、原方字和宗内の畑1筆、5,089㎡、期間は6年間です。

続いて、所有権移転です。

1件目は、栗山字上沢の田1筆、828㎡。

2件目は、栗山字向ミコロタの田9筆、字沢山の田2筆、字上沢の田1筆、字地藏下の田1筆、合計13筆、7,030㎡。

3件目は、鳥喰下字曾根下の田3筆、3,093㎡。

4件目は、母子字谷の崎の田3筆、2,964㎡です。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法

議 長

第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、新規設定2件目の案件について、資料記載のとおり秋葉芳明委員に直接関係がありますので、議事参与の制限に該当することから、会議規則第10条の規定により、採決が終了するまでの間、秋葉芳明委員の本件への質疑を禁止いたします。

それでは、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定をいたしました。

秋葉芳明委員への発言禁止を解きます。

次に、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、4件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、4件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、2件目の案件について、資料記載のとおり秋葉芳明委員に直接関係がありますので、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第10条の規定により、採決が終了するまで、秋葉芳明委員の本件への質疑を禁止します。それでは2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

秋葉芳明委員への発言禁止を解きます。

次に、3件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、3件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、4件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。
慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和6年12月第9回農業委員会定例総会を閉会します。